

令和 4 年 12 月 12 日

許可業者各位

大阪市環境局事業部
一般廃棄物指導課長

一般廃棄物収集運搬業許可にかかる申請・届出等手続きの電子化について（通知）

大阪市では、日々進歩するデジタル技術やデータを活用し、大胆に業務を見直すことによって、行政サービスの向上と徹底した業務効率化を図る＝デジタルトランスフォーメーション（DX）を進めていくとしており、将来にわたり大阪市の持続的な発展・成長と SDG s を実現していくために、日々進歩するデジタル技術やデータを活用して、自治体の業務やサービス全般、仕事のやり方や働き方を大胆に見直し、業務効率を高めていかなければならないとしています。

現在、一般廃棄物収集運搬業許可にかかる申請・届出手続きにつきましては、窓口での手続きを中心としながらも、作業対象名簿・従業者名簿の変更の届出及び搬入回数追加・搬入先変更の申請については、大阪市行政オンラインシステムにより手続きをしていただいているところですが、大阪市方針をふまえ、許可業者における事務手続きの効率化・円滑化・簡素化を目的として、「大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者用申請・届出システム（仮称）」を新たに立ち上げ、次のとおり運用してまいりますので、ご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 新システムの概要

別紙のとおり

2. 稼働開始までのスケジュール

令和 5 年 1 月下旬……操作説明会開催のお知らせ

令和 5 年 3 月中旬……操作説明会

令和 5 年 4 月 1 日……電子申請システムの稼働開始

3. その他

- ・電子申請システムの稼働後も、庁舎窓口による申請・届出の手続きは行えます。
- ・新システム稼働に伴い、手続き方法が変更となることや、電子申請用の様式が増えることから、令和 5 年 4 月 1 日付にて「大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱」の一部改正を行います。

担当 千 545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号
あべのルシアス 13 階
大阪市環境局事業部一般廃棄物指導課 橋本（慎）・竹内
電話番号 06-6630-3265
メールアドレス ja0007@city.osaka.lg.jp